

青少年インターネット環境整備法改正法の概要

スマートフォンやアプリ・公衆無線LAN経由のインターネット接続が普及し、フィルタリング利用率が低迷。こうした状況に対応するため、フィルタリングの利用の促進を図るための法改正を行う。

1. 携帯電話インターネット接続役務提供事業者(携帯ISP)と契約代理店

新規の携帯電話回線契約時及び機種変更・名義変更を伴う携帯電話回線契約の変更・更新時に、下記を義務付け

青少年確認

契約締結者又は携帯電話端末の使用者が18歳未満か確認

フィルタリング説明

- ①青少年有害情報を閲覧するおそれ
- ②フィルタリングの必要性・内容を保護者又は青少年に対し、説明

フィルタリング有効化措置

契約とセットで販売される携帯電話端末等について、販売時にフィルタリングソフトウェアやOSの設定を行う。

※ フィルタリング義務の対象機器を携帯電話端末だけでなく携帯電話回線を利用してインターネットを閲覧できる機器に拡大

2. 携帯電話端末・PHS製造事業者

フィルタリングソフトウェアのプリインストール等
フィルタリング容易化措置を義務付け

3. OS開発事業者

フィルタリング有効化措置・フィルタリング容易化措置
を円滑に行えるようOSを開発する努力義務

☆施行期日：平成30年2月1日

総務省における青少年インターネット利用環境整備の取組

平成30年4月

総合通信基盤局
電気通信事業部
消費者行政第一課

青少年インターネット利用環境整備の取組

1

1. 改正インターネット環境整備法の施行

- 改正インターネット環境整備法の施行(平成30年2月1日)に伴う政省令を整備
- 総務省から携帯電話事業者等に対し、義務履行の徹底を要請(平成30年1月11日通知発出)
- 条文解説及び事業者向けQA集を作成・公表(平成30年1月26日公表)
- 店頭等での周知用として、携帯電話事業者等に対し、リーフレット40万部を配布(平成30年1月末発送)

※ 大手携帯電話事業者の全国の店舗等において、青少年契約・使用時に配布するほか、店舗に設置、啓発イベントの際に配布するなど、様々な場面で活用を想定。



周知用リーフレット

2. その他啓発活動

「あんしんネット 冬休み・新学期一斉緊急行動」の実施

- 平成29年12月1日から平成30年5月31日まで、「あんしんネット 冬休み・新学期一斉緊急行動」として、内閣府その他の関係省庁、自治体、関係団体等と連携し、啓発活動等を集中的に実施(平成29年11月29日に関係省庁より報道発表)。

※ 関係省庁：内閣府・総務省・経済産業省・内閣官房・警察庁・消費者庁・法務省・文部科学省・厚生労働省

■ 啓発活動の例

◎ メディア等を利用した周知啓発

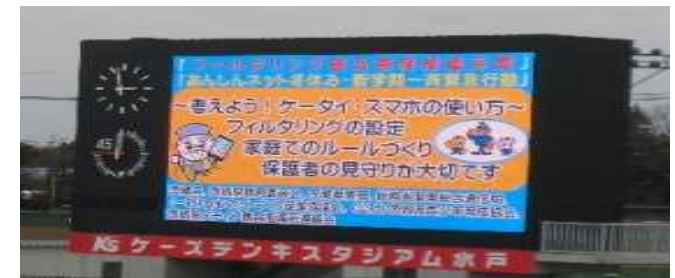
スタジアムの電光掲示板を利用した啓発活動や、自治体広報資料への記事の掲載 等

◎ 研修会、説明会の開催

保護者を対象とした研修会や、スマホの実機による体験型研修会の開催 等

◎ イベント(周知活動)の実施

小中高校生が意見を発表するサミットや、ショッピングモール等のブースでスマホの安全な使用方法等の周知啓発するイベントの実施 等



電光掲示板を利用した啓発活動

e-ネットキャラバン

○ 子どもたちのインターネットの安全な利用を目的に、青少年・保護者等に対する、学校等の現場での「出前講座」を、情報通信分野等の企業・団体と総務省・文部科学省が協力して全国で開催

○ 座間市における事件の対策の一環として、スクールカウンセラーを含む教育関係者等にe-ネットキャラバンへの参加を促すなど、SNS等の適正利用を促進するための取組等を実施

※ 総務省・文科省・経産省から、教育委員会等に対し、教職員等のe-ネットキャラバンへの参加を要請（平成29年12月28日に通知を発出）

スクールカウンセラーを含む教育関係者等に若者のSNSの利用実態を伝えるため、e-ネットキャラバンの講師を教育委員会が開催する研修会等に派遣予定

※ スクールカウンセラー等向け講座教材のリニューアル版を検討・開発中

○ 平成30年より、少年院や少年鑑別所に収容された青少年に対しても講座を実施

平成29年度実績 2,309件 約39万人（前年実績：1,755件 約32万人）

平成18年度開始以来実績：17,395件 のべ約271万人



e-ネットキャラバン講座実施の様子

インターネットトラブル事例集の作成・公開

○ 「インターネットトラブル事例集(平成29年度版)」を作成・公開

また、平成29年12月に、SNS等を利用したネットによる誘い出しとそれに伴う犯罪被害の防止のため、新たなトラブル事例やSNSを利用する際の注意点を記載した、「インターネットトラブル事例集(平成29年度版)追補版」を作成・公開



インターネットトラブル事例集
(平成29年度版)



インターネットトラブル事例集(平成29年度版)追補版(抜粋)



平成 30 年度経済産業省の主な取組

経済産業省では、青少年が安全・安心にインターネットを使える環境の整備に向け、平成 29 年 12 月の関係閣僚会議で決定された再発防止策も踏まえ、フィルタリングの重要性の普及・啓発の観点を中心に、平成 30 年度下記取組を実施予定。

1. 違法有害情報について、利用規約等による対応の徹底

- 平成 29 年度に、SNS 事業者・検索事業者に取組強化の要請を実施。30 年度もこうした事業者の自主的取組(※)を支援していく。
(※) 機械学習システムの日本語対応力を強化するためのデータベースの充実化。
自殺・自傷幫助に関するプロフィール、ツイート、DM を報告できる項目の追加。

2. 利用規約等の遵守に関する利用者への注意喚起

- インターネット安全教室の実施
警察庁及び都道府県警察の協力の下、全国各地の N P O 等と連携し、保護者や学生等を対象とした「インターネット安全教室」を開催予定。フィルタリングの重要性等を普及啓発。平成 29 年度実施回数は 91 回、受講人数は 7100 人。
- 教育委員会等との連携
文部科学省等と連携し、インターネット安全教室に教育委員会関係者・教育関係者の参加を促した。(平成 29 年 12 月 28 日文部科学省等と連名で発出。)
また、インターネット安全教室の講師を教育委員会が開催する研修等に対して派遣することにより、教職員やスクールカウンセラーに若者の SNS の利用実態を伝える取組を文部科学省等と連携して実施予定。
そのため、平成 29 年度に学校現場のニーズを調査すべく、教育委員会等に対し、文部科学省等と連名でアンケートを実施。平成

30 年度には、当該アンケート結果を踏まえ、資料をリバイスし、講師の派遣スキームを作り、実際に研修に講師を派遣予定。

3. 事業者による自主的な違法有害情報の削除の強化

- 平成 29 年 12 月 6 日に SNS 事業者等が参画する青少年ネット利用環境整備協議会が公表した「座間市における殺人事件を受けての緊急提言について」の取りまとめに協力。平成 30 年度においても引き続き当協議会の取組を支援していく。

4. ICT を活用した相談窓口への誘導の強化

- 平成 29 年度に検索事業者・SNS 事業者に取組強化を要請（ツイッター社は、自殺願望を表す用語が検索された場合に、自殺防止支援の NPO 法人の連絡先が表示されるシステムを構築）。
- 平成 30 年度には、他の SNS 事業者による相談窓口への誘導の取組について引き続き支援していく。

5. 春のあんしんネット・新学期一斉行動

- 関係省庁・関係事業者・関係団体（大手家電流通協会・日本通信販売協会・ヤフー・楽天・アマゾン）と連携し、フィルタリングの利用促進及びインターネットリテラシーの向上に重点を置いた啓発活動等の取組を推進するために毎年実施。
- 29 年度には、例年の取組を前倒しし、「あんしんネット冬休み・新学期一斉緊急行動」として実施。（30 年度 5 月まで）
- 平成 30 年度にも、関係団体・関係事業者にインターネットの安全利用に関する普及啓発活動を要請し実施する予定。

6. 改正青少年インターネット環境整備法

- 平成 30 年 2 月 1 日に施行。今後関係省庁・関係事業者と連携し、その実効性を担保していく。

7. 経済産業省作成リーフレットの広報活動

- 関係省庁や関係団体のフォーラム・セミナーを通じ、平成 27 年度に作成したリーフレット「インターネット利用に当たっての成長段階ごとの注意事項」の広報を実施予定。

平成30年度の主な取組

警 察 庁

広報啓発資材の作成と広報啓発活動の展開

○ 青少年非行・被害防止全国強調月間(7月)

- ・ ポスターを作成し、全国の警察、地方公共団体、関係機関・団体等に配布予定
- ・ 都道府県警察において、関係機関・団体と連携した街頭キャンペーン等広報啓発活動を実施

○ 広報啓発資材

- ・ これまでに作成したポスター、冊子、リーフレット等を警察庁ウェブサイトに掲載
- ・ 小学校低学年用リーフレット(インターネット対策)、DVD(JKビジネス事例等)作成予定

○ 子供の性被害防止警察庁ウェブサイト

https://www.npa.go.jp/policy_area/no_cp.html

- ・ ポスター、リーフレット等広報啓発資材のデータを掲載(自由にご使用下さい。)
- ・ ウェブサイトのリンクや啓発資材等の掲載等

※問い合わせ先

警察庁少年課 03-3581-0141 内線3132
csetaisaku@npa.go.jp



その他

○ 社会安全フォーラム「子供の性被害の現状と対策」

日時：平成30年7月12日(木) 13:30～18:00

場所：グランドアーク半蔵門 3階「華」

【自画撮り被害の実態を紹介(マンガ冊子)】

主催：警察政策研究センター

概要：インターネット利用による子供の性被害防止のために、子供達の利用状況を理解し、被害防止のためにどのような広報啓発活動が有効なのかについて理解を深める。

※ 詳細は、後日、警察庁少年課からメールにてご案内します。
構成組織等にも広くお知らせ願います。



警察庁

○ 子供の性被害等に関する相談窓口ウェブサイト

子供の性被害に係る行政機関や民間団体による相談窓口について、利用者の相談内容に応じた窓口を案内するウェブサイトを作成。

子供の性被害対策

いいね！

ツイート

LINEで送る

子供の性被害とは

- 児童買春、児童ポルノの製造等、児童に性的な被害を与える犯罪行為や、児童の性に着目した形態の営業に関連して行われる違法行為等をいい、「児童の性的搾取」とも呼ばれています。
- 平成28年4月以降、国家公安委員会が政府の対策についての総合調整の役割を担っています。



広報用ポスター(1.67MB) 



「自画撮り」被害の実態を紹介（マンガ）(2.26MB) 



相談窓口・支援の案内
(相談先をこちらで確認できます) (5.47MB) 



インターネット利用上の危険性を紹介(2.28MB) 

政府における子供の性被害に対する取組、基本計画等について知りたい方はこちら

[子供の性被害に対する政府の取組](#)

警察における児童ポルノ対策等の取組や広報資料、統計について知りたい方はこちら

[STOP! 子供の性被害](#)
[いわゆる「JKビジネス」問題に対する警察の取組・相談窓口について](#)

情報提供のお願い

インターネット上で児童ポルノ画像を発見した際には

- ・・・ 警察本部や最寄りの警察署または[インターネット・ホットラインセンター](#)  までご通報下さい。

インターネット上の児童ポルノに限らず、子供の性被害に関する情報をお持ちの方は

- ・・・ 警察本部や最寄りの警察署または[匿名通報ダイヤル](#)  までご通報下さい。

警察庁について

- > 警察庁の概要
- > [国家公安委員会委員長・委員](#)
- > 所管の法人
- > 採用情報
- > ミックスページ

お知らせ

- > 会見
- > [パブリック・コメント](#)
- > 報道発表
- > 行事案内
- > 調達・公募情報
- > 警察庁関連報道に対する考え方
- > その他

政策

- > 政策一覧
- > 審議会・研究会
- > 予算・決算
- > 申請・届出等
- > 政策評価等
- > 情報公開

法令

- > 所管法令
- > 国会提出法案
- > 告知
- > 通知・通達
- > 法令適用事前確認手続

刊行物

- > 白書等
- > 統計
- > [広報誌・パンフレット・ポスター](#)

内部部局から

- > 長官官房
- > 生活安全局
- > 刑事局
- > 組織犯罪対策部
- > 交通局
- > 警備局
- > 情報通信局

附属機関・地方機関

- > 警察大学校
- > 科学警察研究所
- > 皇宮警察本部
- > [東北管区警察局](#) 
- > [関東管区警察局](#) 
- > [中部管区警察局](#) 
- > [近畿管区警察局](#) 
- > [中国管区警察局](#) 
- > [四国管区警察局](#) 
- > [九州管区警察局](#) 

都道府県警察本部リンク

関連リンク

- > [利用規約・免責事項・著作権](#)
- > [プライバシーポリシー](#)
- > [ウェブアクセシビリティ](#)
- > [サイトマップ](#)
- > [RSS配信について](#)

警察庁

〒100-8974 東京都千代田区霞が関2丁目1番2号
電話番号 03-3581-0141（代表） ※[留意事項](#)
法人番号 8000012130001

- > [ご意見・各種相談・情報提供等](#)
- > [アクセス（地図）](#)

 警察庁Twitter

 警察庁（学生向け）
Facebook

 警察庁（犯罪被害者等施策）
Facebook

子供の性被害等に関する相談窓口案内ウェブサイトについて

1 趣旨

子供の性被害等の相談窓口については、各行政機関及び民間団体がその業務に応じて個別に相談窓口を設置しているが、被害者等にとってどの窓口が自己の相談内容に適しているのかを知ることは必ずしも容易ではない。このため、被害者等が容易に相談できるよう、相談内容等に応じた相談窓口を案内する相談窓口案内ウェブサイトを構築し、警察庁ウェブサイトにおいて公開し、幅広く活用してもらうものである。

2 概要

児童でも容易に操作できるよう、質問形式により年齢や性別等選択肢をクリックすることによって次の画面に進んでいき、悩み事や希望する事項等に応じて最適な相談窓口のURL等を表示するもの。

3 省庁等の相談窓口及びその対応業務のメルクマール

(1) 警察相談専用電話（警察庁）

- 違法行為の取締りや行方不明者届に関する相談

(2) 性犯罪被害相談電話（警察庁）

- 性犯罪の取締りやその被害者の支援に関する相談

(3) 違法・有害情報相談センター（総務省）

- インターネット上の違法・有害情報について削除等の対処方法に関する相談

(4) 子供の人権110番（法務局・法務省）

- 子供に対する人権侵害に関する相談
- 相手の加害行為をやめさせることに関する相談
- インターネット上の人権侵害に対する削除依頼に関する相談

(5) 日本司法支援センター（法テラス・法務省）

- 法律相談、法制度の紹介、民事上の請求（返還等）等に関する相談

(6) 法務少年支援センター（少年鑑別所・法務省）

- 親等からの加害行為を止めさせることに関する相談

(7) 24時間子供SOSダイヤル（文部科学省）

- 学生である加害者又は被害者側からの相談
(加害者又は被害者のどちらかが学校に通っていれば相談対象、また、加害者又は被害者のどちらかが学校に通っていれば学校外の問題も相談対象)

(8) 児童相談所全国共通ダイヤル（児童相談所・厚生労働省）

- 児童（18歳未満）に関する家庭その他からの相談
- 児童の保護に関する相談

(9) 婦人相談所（厚生労働省）

- DVの被害・売春に関する要保護女子の保護に関する相談

(10) 保健所（厚生労働省）

- 性被害、性感染症等に関するもので病院の問い合わせ先に関する相談

(11) 精神保健福祉センター（厚生労働省）

- 精神的な悩み、アルコール・薬物・喫煙・ネット依存に関する相談

(12) ハローワーク（公共職業安定所・厚生労働省）

- 就労支援に関する相談

(13) ライトハウス又はECPAT

- 性犯罪被害者からのとりあえず話を聞いてほしい等の相談及び性犯罪被害者への接し方についての相談

4 今後の予定

平成30年度予算により作成し、同年度中に当庁ウェブサイトに掲載予定である。